

大里広域市町村圏組合監査委員公告第2号

令和5年度定例監査の結果に基づき、管理者から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和5年11月14日

大里広域市町村圏組合監査委員 三 澤 欣 一

大里広域市町村圏組合監査委員 原 口 孝

令和5年度定例監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務 (1) 指摘事項なし</p> <p>2 支出事務 (1) 指摘事項なし</p> <p>3 契約事務 (1) 工事請負契約等において、提出の定めのある書類を適正に文書收受されていないものがあった。本組合が準用する熊谷市文書管理規程第8条第1項の規定に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【総務課・業務課】</p> <p>4 財産管理 (1) 指摘事項なし</p> <p>5 その他 (1) 指摘事項なし</p>	<p>3 契約事務 (1) 文書管理規程及び監査指摘事項を課内で回覧し、適正な文書收受についての共通認識を図った。今後、適正な事務処理に努める。 【総務課・業務課】</p>